

(証券コード8912)  
2021年9月13日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号  
株式会社エリアクエスト  
代表取締役社長 清 原 雅 人

## 第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って2021年9月27日（月曜日）午後6時00分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年9月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号  
新宿アイランドタワー 20階 モバフ新宿アイランド  
（末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第22期（2020年7月1日から2021年6月30日まで）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の  
連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第22期（2020年7月1日から2021年6月30日まで）  
計算書類報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役3名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

### 4. 議決権行使についてのご案内

- (1) 書面による議決権行使の場合  
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年9月27日（月曜日）午後6時00分までに到着するようにご返送ください。
- (2) インターネットによる議決権行使の場合  
インターネットにより議決権を行使される場合には、2頁の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧の上、2021年9月27日（月曜日）午後6時00分までに行使してください。

以 上

- 
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  2. 事業報告、計算書類及び連結計算書類並びに株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.area-quest.com>) において修正後の事項を掲載させていただきます。

## 【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス ウェブ行使  
<https://www.web54.net/>

### 2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、2021年9月27日（月曜日）午後6時00分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

### 3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

### 4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

 0120 (652) 031 (受付時間 9:00～21:00)


- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

 0120 (782) 031 (受付時間 9:00～17:00 土・日・休日を除く)

## 添付書類

### 事業報告

( 2020年7月1日から  
2021年6月30日まで )

#### 1. 企業集団の現況に関する事項

##### (1) 当連結会計年度の事業の状況

###### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、当社の営業活動エリアである1都3県において当初「まん延防止等重点措置」適用、4月25日東京において「緊急事態宣言」発令となり、5月12日に残り3県も「重点措置」延長となりました。新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあります。一方で、ワクチン接種が進む中では、諸外国に経済再生など改善も見られるなど、持ち直しの動きが続くことが期待されております。

このような環境下におきまして、感染抑制に努めながら、対面による営業を自粛し、電話及びメール・FAX・郵便を活用し、情報収集及び提案営業を行いました。

当社グループにおきまして、仲介関連事業は前年比減少しましたが、サブリース事業は前年比件数微増、粗利益0.2%減とすることができました。

当連結会計年度においては、人材採用及び販売促進費の拡大等、積極的な営業姿勢を続けてまいりました。景気や企業の出店意欲等に左右されない磐石なストック収入の基盤を創ることが、次期のさらなる業績向上につながると考えております。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高2,142,816千円（前連結会計年度比1.1%の減少）、営業利益215,646千円（前連結会計年度比2.1%の減少）、経常利益215,613千円（前連結会計年度比0.0%の減少）、親会社株主に帰属する当期純利益は141,104千円（前連結会計年度比0.8%の増加）となりました。

なお、事業別の売上高及び概況は次のとおりであります。

(単位：千円、%)

事業の種類別 セグメントの名称	期別	第22期 (2021年6月期)	
	第21期 (2020年6月期)	金額	金額
不動産ソリューション事業	2,166,441	2,142,816	98.9
テナント誘致事業	130,126	146,221	112.4
更新及び契約管理事業	76,823	64,573	84.1
ビル管理事業	1,959,491	1,932,021	98.6
計	2,166,441	2,142,816	98.9

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は156,826千円であります。主なものは、親会社のビル管理事業内に係る賃貸借物件の取得価額等であります。

③ 資金調達の状況

当期においては、主に物件購入を目的として、社債64,000千円を発行いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第19期 ( 2017年7月～ 2018年6月 )	第20期 ( 2018年7月～ 2019年6月 )	第21期 ( 2019年7月～ 2020年6月 )	第22期 ( 2020年7月～ 2021年6月 ) 当連結会計年度
売 上 高 (千円)	2,675,089	2,511,249	2,166,441	2,142,816
経 常 利 益 (千円)	416,829	326,159	215,657	215,613
親会社株主に 帰属する(千円)	268,723	250,602	139,919	141,104
当期純利益				
1株当たり当期 純利益 (円)	11.94	11.83	6.91	6.97
総 資 産 (千円)	3,467,201	3,337,570	3,304,112	3,350,138
純 資 産 (千円)	1,659,202	1,518,190	1,361,991	1,452,353

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示し、1株当たり当期純利益は小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式数控除後の期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社エリアクエスト 不動産コンサルティング	30,000千円	100%	更新及び契約管理事業、並びにビル管理事業
株式会社エリアクエスト 店 舗 & オ フ ィ ス	30,000千円	100%	テナント誘致事業、並びにビル管理事業内サブリース事業

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、次のような課題に取り組んでまいります。

##### ① 顧客満足度の拡大

当社の経営理念で掲げているとおり、顧客への徹底サービスの提供を心がけ顧客満足度の向上を図ってまいります。

##### ② 組織の構造改革

上記「顧客満足度の拡大」を図るためにも、改めて組織の構造改革を進め、さらに磐石な組織体制を創りあげてまいります。

#### (5) 主要な事業内容（2021年6月30日現在）

当社グループの主要な事業は、事業用不動産のビル所有者又はビル経営者に対して、ビルの収益性を追求し資産価値を維持・向上させるためのサービスを提供し、同時に、事業用不動産を使用する借主に対して、日常的なファシリティ（施設）を効率よく運営するためのサービスを提供する不動産ソリューション事業であります。

#### (6) 主要な営業所（2021年6月30日現在）

会社名	名称	所在地
株式会社エリアクエスト	本社	東京都新宿区
株式会社エリアクエスト不動産コンサルティング	本社	東京都新宿区
株式会社エリアクエスト店舗&オフィス	本社	東京都新宿区

(7) 従業員の状況 (2021年6月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

人 数	前連結会計年度末比増減
38名	1名減

② 当社の従業員の状況

人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
10名	4名減	25.5歳	4.0年

(8) 主要な借入先 (2021年6月30日現在)

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 東 日 本 銀 行	179,308千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	74,870千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	59,377千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（2021年6月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 86,480,000株
- ② 発行済株式の総数 20,250,000株
- ③ 株主数 16,929名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（株）	持株比率（%）
清 原 雅 人	7,723,100	38.1
鈴 木 洋	1,797,100	8.9
エリアクエストグループ従業員 持 株 会 会	279,400	1.4
杉 本 正 貴	258,200	1.3
楽 天 証 券 株 式 会 社	208,600	1.0
大 場 健 一	196,800	1.0
株 式 会 社 S B I 証 券	154,633	0.8
石 原 勝	150,000	0.7
関 口 さ つ き	143,200	0.7
松 井 証 券 株 式 会 社	140,200	0.7

（注）自己株式は保有しておりません。

### (2) 新株予約権等に関する事項

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（2021年6月30日現在）  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付された新株予約権等の状況  
該当事項はありません。



### (3) 会社役員 の 状 況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2021年6月30日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	清 原 雅 人	子会社(株)エリアクエスト不動産コンサルティング代表取締役 子会社(株)エリアクエスト店舗&オフィス代表取締役
取 締 役	鈴 木 洋	(株)バルテクノ代表取締役社長
取 締 役	清 原 元 輔	アビームコンサルティング(株)
常 勤 監 査 役	丸 山 秀 治	
監 査 役	水 上 孝 一	(株)ケイ・エム・シー代表取締役
監 査 役	小 川 洋	

- (注) 1. 取締役 鈴木洋氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役 丸山秀治氏、水上孝一氏及び小川洋氏は、社外監査役であります。  
3. 当社は、監査役 水上孝一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
4. 取締役 石川志保氏は2020年9月25日開催の第21回定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。  
5. 取締役 杉本正貴氏は2021年2月25日に辞任いたしました。なお、辞任時の担当は営業部長でありました。

#### ② 取締役及び監査役の報酬等

##### イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

基本報酬の水準は、他社水準を参考として設定し、取締役の個人別の報酬等については、連結業績・役位・職責・在任期間・業績に対する貢献度等に応じて配分額を勘案して、取締役会にて決定するものとしております。

##### ロ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役 清原雅人に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、決議は取締役会で行うものとしております。

### ③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (1名)	78,100千円 (1,200千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	8,700千円 (8,700千円)
計 (うち社外役員)	7名 (4名)	86,800千円 (9,900千円)

- (注) 1. 2020年9月25日開催の第21回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額80,000千円以内、監査役の報酬限度額は年額25,000千円以内と決議しております。
2. 上記の支給人員は、2020年9月25日に辞任した取締役石川志保氏を含んでおります。
3. 上記の支給人員は、2021年2月25日に辞任した取締役杉本正貴氏を含んでおります。

### ④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役鈴木 洋氏は、株式会社ベルテクノの代表取締役社長を兼務しております。なお、当社と株式会社ベルテクノの間には特別な関係はありません。
- ・監査役水上孝一氏は、株式会社ケイ・エム・シーの代表取締役を兼務しております。なお、当社と株式会社ケイ・エム・シーの間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	活 動 状 況 及 び 社 外 取 締 役 に 期 待 さ れ る 役 割 に 関 し て 行 っ た 職 務 の 概 要
取 締 役	鈴 木 洋	当事業年度に開催された取締役会18回のうちすべてに出席いたしました。取締役会の意思決定の妥当性等を確保するための発言を適宜行っております。
常勤監査役	丸 山 秀 治	当事業年度に開催された取締役会18回のうちすべてに出席し、監査役会12回のうちすべてに出席いたしました。取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
監 査 役	水 上 孝 一	当事業年度に開催された取締役会18回のうちすべてに出席し、監査役会12回のうちすべてに出席いたしました。取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
監 査 役	小 川 洋	当事業年度に開催された取締役会18回のうちすべてに出席し、監査役会12回のうちすべてに出席いたしました。取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員とは、責任限定契約を締結しておりません。

⑥ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社の取締役、監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含みます。）に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用を補填することとしております。

なお、当該保険契約では、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等、一定の免責事由があり、また、補填する額について極度額を設けることにより、当該役員の職務の執行と適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 三優監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,800千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	21,800千円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

④ 非監査業務の内容

該当事業はありません。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用  
状況の概要は以下の通りであります。

### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. コンプライアンスについては、企業の社会的責任を果たすとともに、法令・定款を遵守し、企業倫理の確立と経営の健全化の確保に努めることを基本とする。
- ロ. 当社及び当社子会社における取締役及び使用人を含めた行動規範としてコンプライアンス体制に係る規程を定め、その周知徹底を図る。
- ハ. 内部監査室は当社及び当社子会社の職務執行の状況を監査し、改善指導を行うとともに、取締役及び監査役に報告する。
- ニ. コンプライアンスの観点から取締役及び使用人を対象とした「内部通報制度」を設置し、これに反する行為等を早期に発見し、是正に努める。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理等に監視、マニュアルの整備及び研修を実施し、当社及び当社子会社全体のリスク管理体制を確立する。また、「お客様相談室」を通じてクレーム発生と対応状況を一元管理し、その内容を定期的に取締役に報告する。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、当社及び当社子会社の業務担当取締役を中心に構成される経営会議及び取締役会を通じて、当社及び当社子会社の各取締役の業務執行の効率的運営と監視体制の整備を行う。

### ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社子会社の内部監査を当社が直接的に行うことにより、内部統制の実効性を高める。また、グループ幹部会議を通じて当社及び当社子会社の幹部を直接的に育成し、法令遵守・リスク管理体制を構築する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - イ. 監査役が監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当社の使用人から監査役補助者を任命することとする。
  - ロ. 監査役の職務を補助すべき使用人が他の部署の業務を兼務する場合には監査役の指揮命令を優先させる。
  - ハ. 配置された使用人の任命、評価及び異動等については、監査役会の意見を尊重する。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - イ. 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、法令又は定款に違反する行為が行われ又は行われようとしていることを発見したときは、直ちに監査役に報告するものとする。また、監査役は必要に応じて取締役及び使用人に報告を求めることができる。
  - ロ. 監査役に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社子会社の取締役並びに使用人に周知徹底する。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - イ. 監査役は、代表取締役、その他の取締役、会計監査人などと定期的に情報交換に努め、連携した当社及び当社子会社の監査の実効性を確保する。
  - ロ. 監査役は、その職務の執行に必要と認めるときは、弁護士、公認会計士等の外部の専門家等を利用することができ、当該職務の執行について生ずる費用は当社が負担する。
- ⑨ 反社会的勢力排除のための体制

当社及び当社子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で臨み、不当・不正な要求を断固拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務の遂行を確保する体制をとるものとする。

⑩ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- イ. コンプライアンス規定に基づきコンプライアンス委員会を開催し、法令遵守について審議しております。
- ロ. 反社会的勢力排除に向けた対応については、弁護士等と連携し、徹底を図りました。
- ハ. リスク事象の把握とリスクの発生頻度及び重要度の検証を行い、解決策について討議を行うとともに、情報の共有化を図っております。
- ニ. 財務報告に係る内部統制の評価の基本計画書に基づき、決算財務プロセス、重要性の大きいプロセスの検討を実施しました。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しております。当社は、連結業績に応じた積極的な利益還元を実施すべく努力しており、将来の事業展開のための再投資、財務基盤の強化に努めるなかで総合的に勘案して決定してまいります。

# 連結貸借対照表

(2021年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>667,894</b>	<b>流動負債</b>	<b>538,637</b>
現金及び預金	443,050	買掛金	9,515
売掛金	75,775	短期借入金	149,649
その他	149,068	1年内償還予定社債	28,000
<b>固定資産</b>	<b>2,677,837</b>	1年内返済予定長期借入金	102,752
<b>有形固定資産</b>	<b>1,087,985</b>	リース債務	9,868
建物	606,255	未払金	47,072
車両運搬具	7,012	未払法人税等	16,402
工具、器具及び備品	15,111	その他	175,377
土地	408,420	<b>固定負債</b>	<b>1,359,146</b>
リース資産	43,045	社債	136,800
建設仮勘定	8,140	長期借入金	132,394
<b>無形固定資産</b>	<b>25,124</b>	リース債務	36,567
ソフトウェア	22,781	長期預り保証金	1,018,177
電話加入権	2,342	その他	35,208
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,564,728</b>	<b>負債合計</b>	<b>1,897,784</b>
投資有価証券	462,384	<b>純資産の部</b>	
長期貸付金	59,344	科 目	金 額
繰延税金資産	13,641	<b>株主資本</b>	<b>1,617,320</b>
長期前払費用	44,606	資本金	991,100
敷金及び保証金	784,259	資本剰余金	2,250
保険積立金	70,072	利益剰余金	623,970
会員権	52,904	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△164,966</b>
その他	86,843	その他有価証券評価差額金	△164,966
貸倒引当金	△9,328	<b>純資産合計</b>	<b>1,452,353</b>
<b>繰延資産</b>	<b>4,406</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>3,350,138</b>
社債発行費	4,406		
<b>資産合計</b>	<b>3,350,138</b>		

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)



# 連結損益計算書

( 2020年7月1日から  
2021年6月30日まで )

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,142,816
売 上 原 価		1,514,192
売 上 総 利 益		628,623
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		412,977
営 業 利 益		215,646
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	48	
受 取 配 当 金	6,700	
そ の 他 営 業 外 収 益	1,979	8,729
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,948	
支 払 手 数 料	3,988	
そ の 他 営 業 外 費 用	824	8,761
経 常 利 益		215,613
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	26,153	26,153
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	12,115	
固 定 資 産 売 却 損	5,973	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	1,650	
和 解 金	15,336	
そ の 他	63	35,139
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		206,627
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	64,713	
法 人 税 等 調 整 額	810	65,523
当 期 純 利 益		141,104
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		141,104

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 連結株主資本等変動計算書

( 2020年7月1日から  
2021年6月30日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本				株 主 資 本 計	その他の包括利益 累計額の 他有価証券 評価差額	純 資 産 計 合 計
	資 本 金	資 余 金	利 余 金	益 金			
当 期 首 残 高	991,100	2,250	523,365	1,516,715	△154,724	1,361,991	
連結会計年度中の変動額							
親会社株主に帰属する 当期純利益			141,104	141,104		141,104	
剰余金の配当			△40,500	△40,500		△40,500	
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					△10,242	△10,242	
連結会計年度中の変動額合計	—	—	100,604	100,604	△10,242	90,362	
当 期 末 残 高	991,100	2,250	623,970	1,617,320	△164,966	1,452,353	

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

### 1. 連結の範囲等に関する事項

連結子会社の数	2社
連結子会社の名称	株式会社エリアクエスト不動産コンサルティング 株式会社エリアクエスト店舗&オフィス

### 2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

### 3. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・時価のないもの

移動平均法による原価法

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2年～50年

工具、器具及び備品 3年～13年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ③ 長期前払費用 定額法によっております。

##### ④ リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結注記表に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

固定資産の減損損失

① 当連結会計年度に係る連結財務諸表に計上した金額

減損損失 一千円

有形固定資産 1,087,985千円

無形固定資産 25,124千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位である資産グループとして、所有ビル、サブリースの各物件を識別しております。

資産グループごとに収益性の低下又は市場価額の著しい下落により減損の兆候の有無を把握し、兆候が識別された物件に関して、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローを見積り、当該見積り総額が帳簿価額を下回る場合に、その「回収可能価額」を「正味売却価額」又は「使用価値」との比較により決定し、「回収可能価額」が固定資産の帳簿価額を下回るものについて減損損失を認識、回収可能額まで帳簿価額を減額、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

新型コロナウイルス感染症の収束の遅れなどにより物件の収益が悪化した場合、翌連結会計年度において新たに減損の兆候が識別され、減損損失を計上する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 701,736千円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産の内容及びその金額

建物	133,022千円
土地	296,334千円
計	429,356千円

担保に係る債務

短期借入金	149,649千円
1年内返済予定長期借入金	94,748千円
長期借入金	69,069千円
被保証債務(注)	132,800千円
計	446,266千円

(注) 被保証債務は、無担保社債の発行に際し、未償還社債に対して金融機関から保証を受けている額であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式 20,250,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

2020年9月25日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 40,500千円
- ・1株当たり配当額 2円
- ・基準日 2020年6月30日
- ・効力発生日 2020年9月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年9月28日 定時株主総会	普通株式	40,500千円	利益剰余金	2円	2021年6月30日	2021年9月29日

3. 連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当する事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、資金調達については主に銀行等の金融機関借入による方針です。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの内規に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としております。投資有価証券は、主に株式であり、市場価格の変動リスクや、発行体の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直す体制としております。長期貸付金は主に建設協力金であり、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。敷金及び保証金は、主として本社の賃貸借契約に伴い支払った敷金及び子会社のビル管理事業内のサブリース事業に係る賃貸借契約に伴い支払った保証金からなり、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、オーナーと定期的に連絡を取り信用状況の把握に努めております。会員権は、会員権相場の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、日刊新聞又は会員権取扱店（インターネットサイトを含む。）等にて相場（時価）の把握を行っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。社債及び借入金は、主に運転資金に係る資金調達であり、金利の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社債及び借入金の残高からして金利の変動により業績に与える影響は軽微であります。長期預り保証金は、子会社のビル管理事業内のサブリース事業に係る賃貸借契約に伴い預かった保証金です。これら営業債務、社債、借入金及び長期預り保証金等の金銭債務は流動性リスクに晒されておりますが、資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（注）2. 参照）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	443,050	443,050	—
(2) 売掛金	75,775	75,775	—
(3) 投資有価証券	443,202	443,202	—
(4) 長期貸付金 (1年内回収予定含む)	63,661	61,878	△1,782
(5) 敷金及び保証金	784,259	784,259	—
(6) 会員権	22,474	19,600	△2,874
資産計	1,832,422	1,827,765	△4,656
(1) 買掛金	9,515	9,515	—
(2) 未払金	47,072	47,072	—
(3) 短期借入金	149,649	149,649	—
(4) 社債 (1年内返済予定含む)	164,800	164,800	—
(5) 長期借入金 (1年内返済予定含む)	235,146	233,528	△1,617
(6) リース債務 (1年内返済予定含む)	46,435	46,552	116
(7) 長期預り保証金	1,018,177	1,018,177	—
負債計	1,670,796	1,669,295	△1,500

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

### 資産

#### (1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

#### (4) 長期貸付金

長期貸付金は主に建設協力金であり、回収予定額を国債の利回り等の適切な利率で割り引いて算定しております。

(5) 敷金及び保証金

これらの時価の算定は、返還予定時期を合理的に見積もった上で、回収可能性を反映した受取見込額を、実質的な契約期間に対応する無リスクの利率で割り引いた現在価値によって算定しております。なお、当連結会計年度末において、無リスク債券の利率がマイナスの場合は、適用する割引率をゼロとしております。

(6) 会員権

これらの時価については、日刊新聞又は会員権取扱店（インターネットサイトを含む。）等の相場によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債、(5) 長期借入金、(6) リース債務

これらは元利金の合計額を、同様の新規社債、新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算定しております。

(7) 長期預り保証金

これらの時価の算定は、返還予定時期を合理的に見積もった上で、返還見込額を、実質的な契約期間に対応する無リスクの利率で割り引いた現在価値によって算定しております。なお、当連結会計年度末において、無リスク債券の利率がマイナスの場合は、適用する割引率をゼロとしております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式等	19,182
会員権	30,430

これらについては、市場価格がなく、かつキャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(3)投資有価証券」及び「資産(6)会員権」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	443,050	—	—	—
売掛金	75,775	—	—	—
長期貸付金(注)	4,316	14,951	21,073	23,319
合計	523,141	14,951	21,073	23,319

(注) 長期貸付金のうち、償還予定が見込めない貸倒懸念債権等は含まれておりません。



4. 社債、長期借入金、リース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	28,000	28,000	28,000	28,000	20,800	32,000
長期借入金	102,752	21,752	16,008	16,008	16,008	62,618
リース債務	9,868	13,854	6,015	3,335	13,362	—
合計	140,620	63,606	50,023	47,343	50,170	94,618

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループにおいて、東京都その他の地域において、賃貸用のテナントビル（土地を含む。）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）
566,605	903,804

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、適切な市場価格を反映していると考えられる指標等を用いて、自社で計算した価額であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 71円72銭

2. 1株当たり当期純利益 6円97銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当する事項はありません。

# 貸借対照表

(2021年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>271,606</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>330,124</b>
現金及び預金	119,340	買掛金	6
売掛金	44,070	短期借入金	149,649
前払費用	28,539	1年内償還予定債	20,800
短期貸付金	63,535	1年内返済予定金	94,748
その他の流動資産	16,121	長期借入金	9,868
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,497,737</b>	リース債務	31,913
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>627,581</b>	未払金	1,994
建物	189,578	未払法人税等	5,672
車両運搬具	7,012	前受収益	15,473
工具、器具及び備品	14,250	その他	263,411
土地	373,694	<b>固 定 負 債</b>	<b>263,411</b>
リース資産	43,045	社債	112,000
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>23,910</b>	長期借入金	69,069
ソフトウェア	22,781	リース債務	36,567
電話加入権	1,129	長期未払金	5,750
<b>投資その他の資産</b>	<b>846,244</b>	長期預り保証金	39,082
投資有価証券	456,444	その他	942
関係会社株式	222,500	<b>負 債 合 計</b>	<b>593,536</b>
従業員に対する金	4,739	<b>純 資 産 の 部</b>	
長期前払費用	2,897	科 目	金 額
繰延税金資産	2,558	<b>株 主 資 本</b>	<b>1,338,423</b>
差入保証金	30,488	資本金	991,100
会員権	52,904	資本剰余金	2,250
保険積立金	39,542	その他資本剰余金	2,250
長期性預金	28,800	利益剰余金	345,073
その他	5,369	利益準備金	4,050
<b>繰 延 資 産</b>	<b>3,184</b>	その他利益剰余金	341,023
社債発行費	3,184	繰越利益剰余金	341,023
<b>資 産 合 計</b>	<b>1,772,527</b>	<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>△159,432</b>
		その他有価証券評価差額金	△159,432
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>1,178,991</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>1,772,527</b>

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

# 損 益 計 算 書

( 2020年7月1日から  
2021年6月30日まで )

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		546,421
売 上 原 価		39,353
売 上 総 利 益		507,067
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		381,275
営 業 利 益		125,791
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	887	
受 取 配 当 金	105,892	
そ の 他 営 業 外 収 益	1,204	107,984
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,742	
支 払 手 数 料	3,783	
そ の 他 営 業 外 費 用	525	8,050
経 常 利 益		225,725
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	24,381	24,381
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	5,973	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	1,380	
和 解 金	2,686	10,040
税 引 前 当 期 純 利 益		240,066
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	40,449	
法 人 税 等 調 整 額	3,358	43,807
当 期 純 利 益		196,258

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

# 株主資本等変動計算書

( 2020年7月1日から )  
( 2021年6月30日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金		
		資 準 備 本 金	そ の 他 資本剰余金	資 剰 余 本 金 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利益剰余金	利 益 剰 余 金 計
					繰 越 剰 余 金		
当 期 首 残 高	991,100	2,250	—	2,250	25,800	163,515	189,315
事業年度中の変動額							
当 期 純 利 益						196,258	196,258
剰 余 金 の 配 当					4,050	△44,550	△40,500
資本準備金からその他資本剰余金への振替		△2,250	2,250	—			
利益準備金からその他利益剰余金への振替					△25,800	25,800	—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	△2,250	2,250	—	△21,750	177,508	155,758
当 期 末 残 高	991,100	—	2,250	2,250	4,050	341,023	345,073

	株 主 資 本	評価・換算差額等	純 資 産 計
	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	1,182,665	△146,334	1,036,330
事業年度中の変動額			
当 期 純 利 益	196,258		196,258
剰 余 金 の 配 当	△40,500		△40,500
資本準備金からその他資本剰余金への振替	—		—
利益準備金からその他利益剰余金への振替	—		—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)		△13,098	△13,098
事業年度中の変動額合計	155,758	△13,098	142,660
当 期 末 残 高	1,338,423	△159,432	1,178,991

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

- ① 関係会社株式  
移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
  - ・ 時価のあるもの  
決算日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
  - ・ 時価のないもの  
移動平均法による原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2年～50年
工具、器具及び備品	3年～13年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

#### (2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

#### (3) 長期前払費用

定額法によっております。

#### (4) リース資産 (所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### 3. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

固定資産の減損損失

- ① 事業年度に係る財務諸表に計上した金額

減損損失 一千円

有形固定資産 627,581千円

無形固定資産 23,910千円

- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位である資産グループとして、所有ビル、サプリースの各物件を識別しております。

資産グループごとに収益性の低下又は市場価額の著しい下落により減損の兆候の有無を把握し、兆候が識別された物件に関して、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローを見積り、当該見積り総額が帳簿価額を下回る場合に、その「回収可能価額」を「正味売却価額」又は「使用価値」との比較により決定し、「回収可能価額」が固定資産の帳簿価額を下回るものについて減損損失を認識、回収可能額まで帳簿価額を減額、当該減少額を減損損失として計上することとしております。新型コロナウイルス感染症の収束の遅れなどにより物件の収益が悪化した場合、翌事業年度において新たに減損の兆候が識別され、減損損失を計上する可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 403,474千円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産の内容及びその金額

建物	133,022千円
土地	296,334千円
計	429,356千円

担保に係る債務

短期借入金	149,649千円
1年内返済予定長期借入金	94,748千円
長期借入金	69,069千円
被保証債務(注)	132,800千円
計	446,266千円

(注) 被保証債務は、無担保社債の発行に際し、未償還社債に対して金融機関から保証を受けている額であります。

3. 関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権	123,237千円
長期金銭債務	19,977千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高	500,133千円
受取利息	850千円
受取配当金	100,000千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数  
該当事項はありません。

## (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

## 繰延税金資産

投資有価証券評価損	3,577千円
関係会社株式評価損	79,011千円
会員権評価損	4,654千円
その他有価証券評価差額金	48,825千円
その他	4,124千円
繰延税金資産小計	140,194千円
評価性引当額	△137,635千円
繰延税金資産合計	2,558千円

## (関連当事者との取引に関する注記)

## 子会社

種類	会社等の名称	議決権等の保有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)	
子会社	㈱エリアクエスト不動産コンサルティング	直接 100%		経営指導等	経営指導料等 (注) 2	180,000	売掛金	16,500
				運転資金の貸付	利息の受取 貸付金の回収	500 10,000	— 短期貸付金	— —
子会社	㈱ エリアクエスト店舗 & オフィス	直接 100%		経営指導等	経営指導料等 (注) 2	300,000	売掛金	27,500
				所有ビルの賃貸	所有ビルの賃貸 (注) 3	20,118	前受収益 長期預り保証金	2,092 19,977
				運転資金の貸付	利息の受取 運転資金の貸付 (注) 4 貸付金の回収	350 79,000 38,300	— — 短期貸付金	— — 63,200

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 経営指導料は、業務の内容を勘案して決定しております。

3. 所有ビルの賃貸料は、一般的な取引条件を勘案して決定しております。

4. 貸付は、市場金利を勘案して利息を合理的に決定しております。

## 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及び個人主要株主	清原雅人	(被所有) 直接38.1	当社代表取締役	銀行借入に対する債務保証(注)	88,997	—	—

(注) 銀行借入に対して債務保証を受けています。なお、保証料の支払は行っておりません。



(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	58円22銭
2. 1株当たり当期純利益	9円69銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年9月2日

株式会社エリアクエスト  
取締役会 御中

### 三優監査法人

東京事務所  
指 定 社 員 公認会計士 野 村 聡  
業務執行社員  
指 定 社 員 公認会計士 増 田 涼 恵  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エリアクエストの2020年7月1日から2021年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エリアクエスト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年9月2日

株式会社エリアクエスト  
取締役会 御中

### 三優監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 野 村 聡  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 増 田 涼 恵  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エリアクエストの2020年7月1日から2021年6月30日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年7月1日から2021年6月30日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年9月2日

株式会社エリアクエスト 監査役会

常勤監査役 丸山 秀治 ⑩

監査役 水上 孝一 ⑩

監査役 小川 洋 ⑩

(注) 監査役 丸山秀治、水上孝一及び小川洋は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、将来の投資等のための内部留保を勘案のうえ、連結業績に応じた積極的な利益還元を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当は、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

1. 配当財産の種類  
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株あたり金2円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は40,500,000円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
2021年9月29日



## 第2号議案 取締役3名選任の件

取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	きよはら まさと 清原 雅人 (1967年2月2日生)	1991年4月 野村證券㈱入社 1998年4月 ㈱クレストプロパティーズ（現 ㈱エリアクレスト店舗&オフィス）取締役就任 2001年1月 当社設立 代表取締役社長就任（現任） 2003年10月 ㈱エリアクレスト店舗&オフィス代表取締役就任（現任） ㈱エリアクレスト不動産コンサルティング代表取締役就任（現任）	7,723,100株
2	すずき ひろし 鈴木 洋 (1944年7月19日生)	1964年1月 ㈱ベルテクノ入社 1964年1月 同社取締役就任 1969年3月 同社代表取締役就任 2004年7月 同社代表取締役会長就任 2005年9月 当社社外取締役就任（現任） 2009年6月 ㈱ベルテクノ取締役会長就任 2011年6月 ㈱ベルテクノ代表取締役社長就任（現任）	1,797,100株
3	きよはら もとすけ 清原 元輔 (1994年11月1日生)	2014年9月 ㈱エリアクレスト不動産コンサルティング取締役就任（現任） 2018年4月 アビームコンサルティング㈱入社（現任） 2019年9月 当社取締役就任（現任）	—

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 取締役候補者 鈴木洋氏は、社外取締役候補者であります。

3. 候補者の選任理由は次の通りであります。

- ・取締役候補者 鈴木洋氏は、これまで培ってきた豊富な経営管理の経験を活かし、客観的な立場からの意見を期待できることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって16年となります。

4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の概要は事業報告11頁の通りです。各候補者の再任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。なお、本議案は監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
ささききみお 佐々木達雄 (1960年9月3日生)	2003年3月 ㈱エリアクエスト入社	—
	2018年9月 ㈱エリアクエスト不動産コンサルティング 取締役就任(現任)	
	2020年1月 ㈱エリアクエスト店舗&オフィス 監査役就任(現任)	

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の概要は事業報告11頁の通りです。候補者が監査役に選任されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

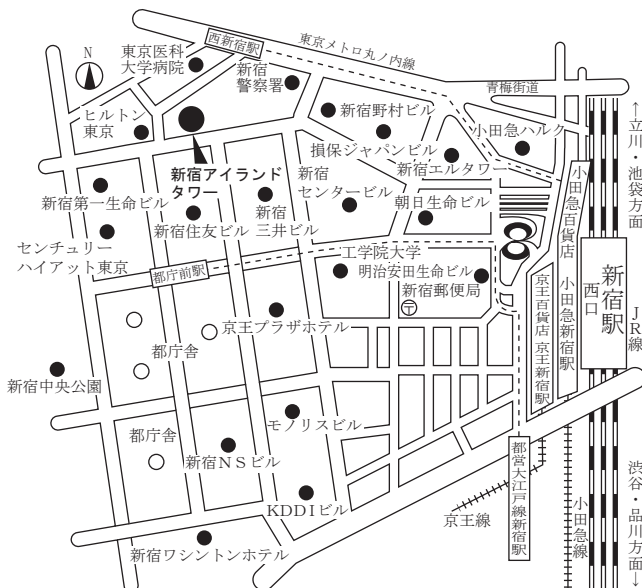
以上



## 第22回定時株主総会会場ご案内図

会 場：東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

新宿アイランドタワー 20階 モバフ新宿アイランド



### 株主総会会場までの交通のご案内

- ◎新宿駅西口から徒歩約10分
- ◎東京メトロ丸ノ内線西新宿駅から徒歩約30秒
- ◎都営地下鉄大江戸線都庁前駅から徒歩約8分

◎新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されています。株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願いいたします。